

「新しい製品を開発したい」「異なる分野で顧客を開拓したい」といった

横浜のものづくりチャレンジ企業を応援します

横浜市では、市内中小企業の競争力強化に向けた成長・発展を後押しするため、①中小企業新技術・新製品開発促進助成金と②販路開拓支援事業の2つの支援制度をご用意し、活用する事業者を募集します。

脱炭素化やサーキュラーエコノミーにつながる研究・開発を促進するため、それらに資する申請と認められた場合には、審査時に加点をします。

制度の活用をご検討の市内中小企業の方は、是非お申し込みください。

1 中小企業新技術・新製品開発促進助成金

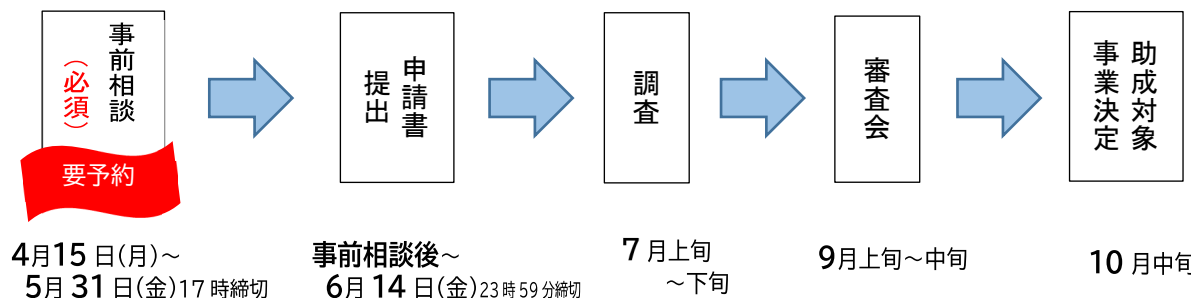
中小企業の新技術・新製品開発を支援するため、分野を問わず研究や開発に取り組むための経費への助成を行います。

助成対象事業内容	助成限度額	助成率	助成対象期間
令和6年4月1日から3年以内に開発品の販売開始が見込める次の事業。	1,000万円	対象経費の1/2	令和6年4月1日～7年1月31日
新技術・新製品開発を行うために必要な ●応用研究 ●新規性の高い改良 ●試作品の商品化に向けた開発			

< 申請受付期間 >

事前相談期間 【必須】	令和6年4月15日(月)～5月31日(金)17時締切 ※ホームページ内の専用ウェブフォームからご予約ください。
申請書類提出期間	事前相談後～6月14日(金)23時59分締切 ※ホームページ内の専用ウェブフォーム又は郵送にてご提出ください。

< 申請の流れ >



2 販路開拓支援事業

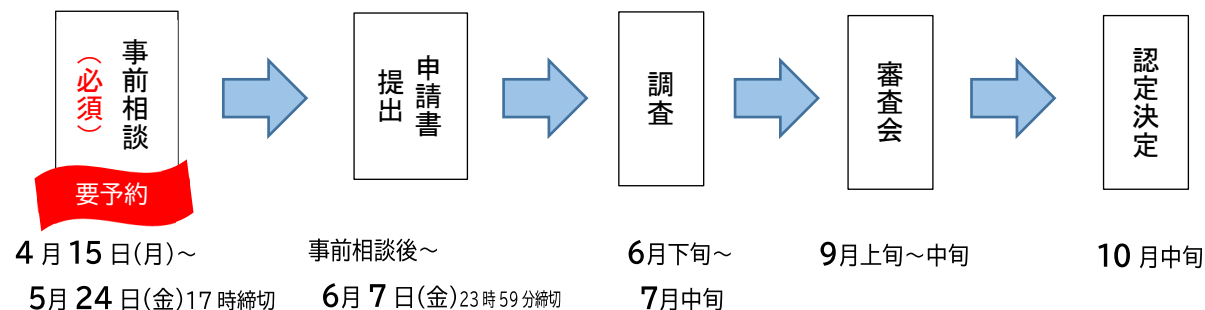
優れた商品を生産・保有する事業者を販路開拓支援の対象事業者として認定し、市の行政現場での試用をはじめ、様々な販路開拓支援メニューを提供することで、中小企業の新事業分野への進出を支援します。

認定後の販路開拓支援メニュー	内容	支援期間
横浜市の行政現場での購入又は借入・試用	市の行政現場から希望があり、価格などの条件が一致した場合、市で購入又は借入をし、試用します。	認定日から1年間
首都圏最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ2025」への無料出展	左記見本市の「横浜ものづくりゾーン」への出展	
販路開拓やPRのコンサルタントを無料派遣	12回まで利用可能	
PR企画展示への無料出展	市庁舎内の展示スペースにて認定商品のPR企画展示に無料で出展	
商品等に係る資金調達支援	横浜市中心企業融資制度「公的事業タイアップ型資金」 *融資の実行をお約束するものではありません。	

<申請受付期間>

事前相談期間 【必須】	令和6年4月15日(月)～5月24日(金)17時締切 ※ホームページ内の専用ウェブフォームからご予約ください。
申請書類提出期間	事前相談後～6月7日(金)23時59分締切 ※ホームページ内の専用ウェブフォーム又は郵送にてご提出ください。

<申請の流れ>



募集案内・申請書の入手方法について

募集案内・申請書の様式等は各事業のホームページからダウンロードできます。

<中小企業新技術・新製品開発促進助成金ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/gijutsu/kaihatsu.html>



<販路開拓支援事業ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/hanro/hanro.html>



※本件は、横浜経済記者クラブに同時発表します。

お問合せ先		
経済局ものづくり支援課長	大友 靖子	Tel : 045-671-3839